

高齢者と税(年金と税)



高齢者には
どんな配慮が
されているの?



高齢者本人が受けられる特例

- 年金収入は、通常、雑所得となります。雑所得の金額は、収入金額から必要経費を差し引いて計算するのが原則ですが、公的年金等を受け取った場合は、収入金額から公的年金等控除額を差し引いて計算します。
- 公的年金等控除額は、受給者の年齢や公的年金等に係る雑所得以外の所得金額により異なります。

年金等に係る雑所得の計算方法

◇公的年金等に係る雑所得の速算表

公的年金等の収入金額		公的年金等に係る雑所得の金額
65歳未満の方	60万円以下	0円
	60万円超 130万円未満	収入金額 - 60万円
	130万円以上 410万円未満	収入金額 × 0.75 - 27万5千円
	410万円以上 770万円未満	収入金額 × 0.85 - 68万5千円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額 × 0.95 - 145万5千円
1,000万円以上		収入金額 - 195万5千円
65歳以上の方	110万円以下	0円
	110万円超 330万円未満	収入金額 - 110万円
	330万円以上 410万円未満	収入金額 × 0.75 - 27万5千円
	410万円以上 770万円未満	収入金額 × 0.85 - 68万5千円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額 × 0.95 - 145万5千円
1,000万円以上		収入金額 - 195万5千円

注1:令和5年分の所得税については、65歳未満の方とは昭和34年1月2日以後に生まれた方、65歳以上の方とは昭和34年1月1日以前に生まれた方になります。

注2:公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が1,000万円以下である場合の表です。

◇公的年金等以外の年金に係る雑所得の計算方法

$$\text{(収入金額)} - \left[\frac{\text{公的年金等以外の年金の収入金額} + \text{剩余金や割戻金}}{\text{公的年金等の収入金額} \times \frac{\text{保険料又は掛金の総額}}{\text{年金の支払総額又は支払総額の見込み額}}} \right] = \text{雑所得の金額}$$

注:個人住民税を算出する際の年金等に係る雑所得の計算方法も同様になります。
詳しくは、お住まいの市区町村の窓口にお尋ねください。

年金所得者の確定申告不要制度

以下のいずれにも該当する場合には、確定申告をする必要はありません。

- ①公的年金等(その全部)(※)が源泉徴収の対象となる場合に限ります。の収入金額が400万円以下

※所得税法第203条の7(源泉徴収を要しない公的年金等)の規定の適用を受けるものを除きます。

- ②公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

注1:所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

→P7「確定申告をすると所得税及び復興特別所得税が還付される場合①～⑤」参照

注2:所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。詳しくは、お住まいの市区町村の窓口にお尋ねください。